

6 国 産 第 989 号  
令 和 6 年 11 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

国見町長

市町村名 (市町村コード)	国見町 (7303)
地域名 (地域内農業集落名)	大枝地区 (原町・並柳・中部・北部・川内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、28haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。特に条件の悪い農地から農地の引受手が確保できない状況となっている。
- 高齢化に加え労働力の確保が難しくなっていることから、担い手・労働力の確保も課題となっている。
- 水田については、法人を含む担い手への集積が進んではいるがオペレーターの高齢化が進んでおり新たなオペレーターの養成は急務となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- 特産物である果樹(もも・あんぽ柿・りんご・プラム等)・野菜(きゅうり等)・水稻を主要作物として栽培。加えて、新たな特産物として直売所向けの野菜栽培等にも取り組む。
- 担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会・農地利用最適化推進委員会と調整し、農地バンクを通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上を図るため、水路、農道等の基盤整備に取り組む。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を確保し意向を踏まえながら担い手として育成していくため、国見町及びJA・伊達果実等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、地域おこし協力隊の活動にも協力し任期終了後の定住を目指す。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

果樹・野菜についてはJA・伊達果実等の施設を活用し共同選果で出荷調整の労力の低減を図る。また、国見ライスセンター等を活用し、水稻の田植・稻刈・乾燥調製の労力を低減する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①町・鳥獣被害対策実施隊と連携し、侵入防止策の設置・維持管理を基本に対策を進める。また、必要に応じ放任果樹の解消や緩衝帯の配置等の効果的な対策を目指す。捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②果樹栽培において、JA・伊達果実の指導の下、性フェロモン資材の活用を進め減農薬を進める。また、有機栽培・減農薬栽培を希望する農業者がいる場合は、慣行農業との共存を目指す。
- ③水田の団地化している箇所を中心に、スマート農業の導入を目指す。
- ⑤特産の桃・あんぽ柿等の果樹の産地維持を目指す。
- ⑦中山間地会等が中心に水路・農道等の保全管理を行う。
- ⑧共同利用を行っている施設について、老朽施設は順次更新を行う。